

# 適正な施工確保のための 技術者制度について

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

## 1. 建設業における技術者の意義

建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、総合組立生産であるため下請業者を含めた多数の者によるさまざまな工程を総合的にマネジメントする必要があること、現地屋外生産のため工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要となります。

一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っていると同時に、発注者は、建設業者の施工能力等を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託しているのが現状です。そのため、建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要となります。

特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることにより、はじめてこうした責任を果たすことができるため、この点で技術

者の果たすべき役割は大きく、建設業者は適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければなりません。

## 2. 建設業の許可と技術者

### (1) 建設業の許可

建設工事の完成を請け負うことを営業するには、その工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、建設業の許可を受けなければなりません（ただし、「軽微な建設工事」のみを請け負って営業する場合には、必ずしも建設業の許可を受けなくてもよいこととされています）。

#### 「軽微な建設工事」

- ① 建築一式工事：工事1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事または延べ面積が150m<sup>2</sup>未満の木造住宅工事
- ② 建築一式工事以外の建設工事：工事1件の請負代金の額が500万円未満の工事

### (2) 許可の区分

建設業の許可は、下請契約の規模等により「一般建設業」と「特定建設業」の別に区分して行い

ます。発注者から直接請け負う工事1件につき、3,000万円（建築工事業の場合は4,500万円）以上となる下請契約を締結する場合は特定建設業の許可が必要となります。

また、建設業の許可は、建設工事の種類ごと（業種別）に行います。建設工事は、土木一式工事と建築一式工事の二つの一式工事のほか、26の専門工事の計28の種類（解体工事業の新設後は29の種類）に分類されており、この建設工事の種類ごとに許可を取得することとなります。

### (3) 許可の要件

建設業の許可を受けるためには、以下の四つの「許可要件」を備えていることおよび建設業法第8条に規定される「欠格要件」に該当しないことが必要です。

#### 【許可要件】

- ・ 経營業務の管理責任者としての経験がある者を有していること
- ・ 営業所ごとに一定の資格または経験を有した専任技術者を設置すること
- ・ 法人、役員等、使用人が請負契約に関して不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと
- ・ 工事を請け負うことができるだけの財産的基礎等を有していること

このうち、営業所の専任技術者については、建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するため、見積、入札、請負契約締結等の建設業に関する営業が行われる営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関して、一定の資格または経験を有した者を設置することを求めているものです。

この専任技術者は、許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、ま

た建設業の種類により、それぞれ必要な資格等が異なります（図—1）。

## 3. 工事現場における技術者

### (1) 主任技術者・監理技術者の設置

建設業の許可を受けて建設工事を施工する場合は、請負金額の大小にかかわらず、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として「主任技術者」を置かなければなりません。

また、発注者から直接工事を請負い、そのうち3,000万円（建築一式工事業の場合は4,500万円）以上の下請契約をして工事を施工する場合は、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければなりません。

この主任技術者の資格要件は一般建設業の営業所専任技術者、監理技術者の資格要件は特定建設業の営業所専任技術者と同一です（図—1）。

### (2) 主任技術者・監理技術者の職務

主任技術者・監理技術者の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることです。

つまり、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書および設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査および試験の実施等および工事目的物、工事仮設物、工事事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことが求められています。

建設業許可	許可の種類	特定		一般
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者 実務経験者*		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額	3,000万円以上**	3,000万円未満**	3,000万円以上**は契約不可
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者 実務経験者*	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	

注)\* 指定建設業以外の業種区分においては、実務経験者が認められている  
 \*\* 建築一式工事の場合は4,500万円以上

図一 1 建設業法における技術者制度の概要

特に、監理技術者は、建設工事の施工に当たり外注する工事が多い場合に、当該建設工事の施工を担当する全ての専門工事業者等を適切に指導監督するという総合的な役割を果たすものであり、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の職務がとりわけ重視されるため、より高度な技術力が必要とされています。

まれます。

一方で、解体工事については、市民を巻き込むような重大な事故の発生や、廃棄物の分別、適正処理など環境面での課題等への対応が求められています。

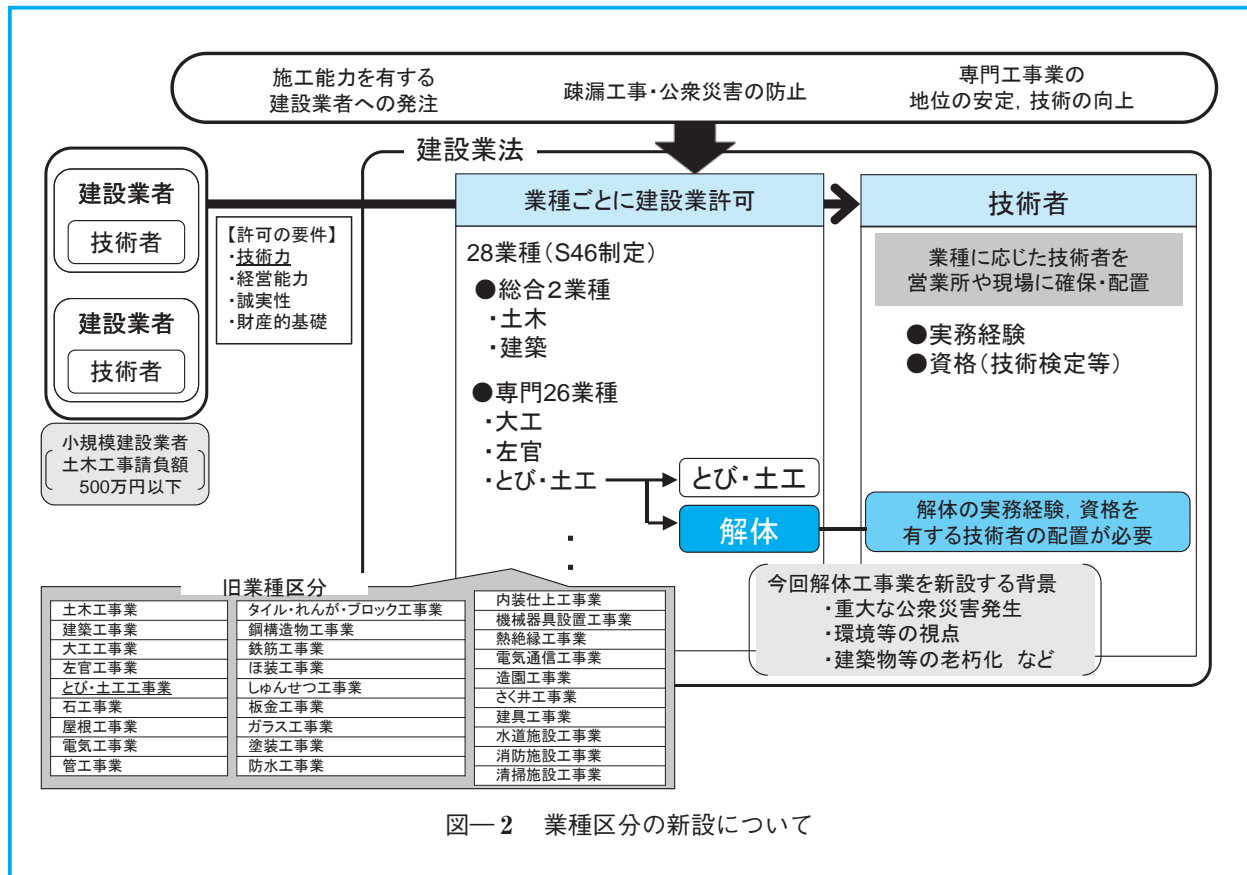
このため、現行の建設業法においては「とび・土工・コンクリート工事（とび・土工工事業）」に含まれる「工作物の解体」を独立させ、許可に係る業種区分に「解体工事（解体工事業）」を新設することとされました（図一 2）。

施行日以後に解体工事業を営む者は、解体工事業の許可が必要となりますが、経過措置が設けられ、施行の際すでにとび・土工工事業の許可をもって解体工事業を営んでいる建設業者については、施行日から3年間は、解体工事業の許可を受けなくても引き続き解体工事業を営むことができ

## 4. 最近の制度の見直し

### (1) 解体工事業の新設（平成26年6月から2年以内で定める日から施行）

わが国では、高度経済成長期以降に建設された数多くの建築物等が、今後、次々と更新時期を迎えることとなり、解体工事の工事量の増大が見込



図一 2 業種区分の新設について

ることとされています。

したがって、とび・土工工事業の許可を有していれば、公布の日から合計5年間程度は、引き続き、解体工事業の許可を受けなくても解体工事業を営むことが可能です。また、この間、当該建設業者は、とび・土工・コンクリート工事に係る技術者の配置でも解体工事の施工が可能とされています。

当該経過措置期間の経過後に、解体工事業を営む場合においては、解体工事業の許可が必要となり、解体工事を施工するに当たっては、建設業法

第26条に基づき解体工事に係る技術者の配置が必要となります。詳細については国土交通省にて検討中です。

## (2) 技術者制度の見直し

また、近年の建設業界では、技術者の高齢化や若年入職者の減少等により、担い手の確保・育成が中長期的な課題となっており、適正な施工の確保、将来の担い手確保、効率的な技術者の活用という観点から、技術者制度についても見直し検討を行っています。